

令和 7 年度 福井地方労働審議会労働災害防止部会

- 1 日 時：令和 7 年12月25日（金） 14時25分～16時05分
- 2 場 所：福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室
- 3 出席状況：公益代表委員 定数 2 名 出席 2 名
労働者代表委員 定数 2 名 出席 2 名
使用者代表委員 定数 2 名 出席 1 名
- 4 議 事：（１）第14次労働災害防止計画の中間とりまとめについて
（２）第14次労働災害防止計画の見直しについて
（３）その他

5 議事録

○事務局

それでは、御案内の時間前ではございますけれども、皆さんお揃いでございますので、ただいまから、令和 7 年度第 1 回福井地方労働審議会労働災害防止部会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、当部会の事務局を担当させていただいております労働基準部健康安全課の西川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会につきましては、本年11月26日に開催されました、福井地方労働審議会におきまして、審議会会長により部会委員に指名をされました委員による最初の部会でございます。部会長を御選出いただきますまでの間、事務局にて進行

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の部会ですけれども、使用者代表の操上委員から欠席の連絡をいただいております。

資料のナンバー４の地方労働審議会令第８条による定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、委員の皆様の御紹介でございますけれども、名簿を配付させていただいておりますので、そちらをもちまして御紹介に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、お配りしました資料の確認をさせていただきます。資料の最初に目次をつけさせていただいておりますので御確認いただきまして、漏れてる資料等はないでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まずは、労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

○工藤労働基準部長

労働基準部長の工藤でございます。

委員の皆様方におかれましては、日々の業務でお忙しいところ、また、本日雨の中、当労働災害防止部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から労働行政、とりわけ労働基準行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の労働災害でございますけれども、死亡災害につきましては、令和５年の１０人から令和６年は５人、令和７年、今年でございますが、このまま年末を迎えますと、福井県内では最少記録となる１人と大きく減少しておりまして、大変喜ばしい状況にあります。

しかしながら、死傷災害につきましては、平成２０年頃までは順調に減少して

おりましたが、その後は増減を繰り返しておりましたけれども、横ばい、あるいはやや増加傾向にあるという状況でございます。

このような中、福井労働局では、第14次労働災害防止計画を策定いたしまして、今日まで取り組みを進めてきたところでございます。この14次防につきましては、これまでの災害防止推進計画とは趣が異なっており、その前の13次防までの計画においては、国が主体として指導することにより、その推進を図るという手法を用いてアプローチしてまいりましたが、近年はなかなか成果が出てこない状況となっていたことを踏まえまして、この14次防におきましては、安全衛生の取り組みが遅れ気味の中小企業の皆様に、いかに主体的に取り組むを行っていただくかというところにポイントを置いて策定したものとなっております。14次防では、令和5年度から令和9年度末までの5か年計画であるところ、策定当初に、中間年度において、管内の状況等を踏まえて必要に応じ計画の修正、変更を行うこととされていることから、本日は14次防計画期間中の労働災害の発生状況や計画の進捗状況を踏まえた計画の見直しの必要性について御審議いただきたいと考えております。

つきましては、皆様から忌憚のない御意見、御議論をよろしくお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、続きまして、部会長の選出に入らせていただきます。

資料ナンバー4の地方労働審議会令第6条第4項に「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する」という規定が定められているところでございます。

具体的な選出方法についての定めはございませんが、部会長の選出に当たりましては、公益の先生方で御協議いただきまして、その結果をもちまして御了承い

ただくということで部会長の選出をさせていただきたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局

それでは恐れ入りますが、公益の先生方で御協議いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいま御協議をいただきました結果を御報告申し上げます。部会長に三田委員ということでございますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局

ありがとうございます。

それでは、全会一致での選出とさせていただきます。

続きまして、部会長代理の指名に入らせていただきます。

代理につきましても、同じく資料番号4の審議会令第6条第7項におきまして、「公益を代表する委員のうちから、部会長が指名する」ということになっております。

公益委員の先生につきましては、部会長の三田先生のほかに竹川委員お一人でございますので、部会長代理は、竹川委員にお願いするということで、三田部会長よろしいですか。

(異議なし)

それでは、部会長代理に竹川委員を御指名いただいたということにさせていただきます。

それでは、三田部会長から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○三田部会長

皆様、足元の悪い中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

本日は限られた時間ではありますが、委員の皆様におかれましては、それぞれの事項について、率直かつ忌憚のない御意見、御要望をいただきまして、本部会を進めていきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進行させていただきます。

まずは、（１）「第14次労働災害防止計画の中間取りまとめについて」、並びに（２）「第14次労働災害防止計画の見直しについて」は関連しておりますので、一括して事務局より説明していただきまして、その後、委員の皆様より御質問をいただきたいと存じます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

健康安全課長をしております澤井と申します。本日はよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

では、資料については、このナンバー１の横長の、いわゆるパワーポイントの資料と、こちらのナンバー２の福井労働局労働災害防止推進計画修正版というものをを使って説明させていただきたいと思います。

まず初めに、こちらの資料の構成について簡単に説明させていただきます。

まず、この資料の２ページから５ページにかけては、14次防の全体像の説明となっています。次いで７ページから14ページにかけては、福井局管内の現在の災害発生の状況などについての現状の説明をさせていただきます。続いて、16ページから28ページにかけては、この14次防の計画の進捗状況について後ほど詳細は説明させていただきますけれども、アウトプット指標、アウトカム指標及びこれらの指標の達成を目指すことにより期待する結果に分けて説明させていただきます。そして、最後にこれらの現状を踏まえて14次防の改正の可否につい

て労働局意見について、30ページから61ページにかけて説明させていただきたい
と思います。

では、具体的な内容のほうの説明に移させていただきます。まず初めに、14次
防の全体像についてですけれども、2ページを御覧ください。

これ、福井労働局の14次労働災害防止計画ということで略して「14次防」とい
うふうに呼んでおるんですけども、この2ページから5ページは、この14次防の
全体像をまとめました管内の事業者さんの周知用リーフレットをそのまま転記さ
せていただいたものとなっております。

今回の14次防ですが、これまでの計画とは大分雰囲気が変わっておりまして、
これまでの計画におきましては、死亡災害で何%減、製造業で死傷災害の何%減
というように、主に災害の減少幅についてダイレクトに数値目標を掲げていたと
ころですけれども、今回の14次防においては、労働者の協力を得て事業者におい
て実施される事項、これをアウトプット指標、そして、このアウトプット指標に
定める事項を実施した結果、期待される事項をアウトカム指標、さらに、このア
ウトカム指標の達成を目指した結果として、死亡災害、死傷災害について、どの
程度減少することが期待されるといったように、三段構えのスタイルで構成して
おります。

そして、もう一点大きな変化としましては、これまでの計画では、先ほど部長
からも説明ありましたように、「国がこれこれこういったことをしますよ」とい
うことだけを書いとったところなんですけれども、今般の14次防においては重点
対策ごとに事業者に取り組んでもらいたいことを書いた上で、それに関して、
「国はこんな支援、取組をやります」という形で整理しております。つまり事業
者、労働者、関係者、国などの関係する方々全てが取り組むべき事項を示した計
画となっているところも、これまでと大きく変わった点となっております。

そういったことですので、こちらの2ページですね。2ページにおきまして、

このタイトルの下の部分に赤字でサブタイトルというような形で、「事業者、労働者等の関係者、労働局、労働基準監督署が取り組む計画」ということで強調させていただいている形になっております。

その下の計画のねらいのところに記載しておりますが、14次防におきましては、特に中小企業に対するアプローチに力を入れていくということにしておりまして、経営が厳しいから安全衛生対策に取り組めないのはやむを得ないというふうになってしまわないように、安全対策に取り組むことによって経営面でもプラスになり、社会的にも評価されるといったような環境を整備していくということで、「労働者一人一人が、安全で健康に働くことができる、職場環境の実現」を目指していくということを前面に打ち出しております。

計画の目標としましては、先ほども申し上げましたように、アウトプット指標として、事業者において実施される事項というものを定めておりまして、アウトプット指標に定める事項を実施した結果、期待される事項をアウトカム指標として定めるという形を取っております。

アウトプット指標、アウトカム指標の内容につきましては後ほど触れたいと思いますが、このアウトカム指標の達成を目指した結果として、14次防期間中の5年間の合計の死亡者数を35人以下にするということと、近年の死傷災害の増加傾向に歯止めをかけて、2022年と比較をして2027年の死傷災害の数を減少させるといったことを期待される最終的な到達点として設定をしております。

資料3ページのほうを見ていただきたいのですけれども、計画の重点事項のポイントと書いたところがありますが、こちらの重点事項の順序や内容につきましても13次防までの整理とは少し変えております。

これまでは、災害多発業種対策といったものが最初に来ておりました。そしてその次に多発する災害の型であったり、多発する労働者の区分といったものの対策。そして、労働者の健康確保対策、化学物質対策、原発対策の順番で整理させ

ていただいたところでですけれども、近年、労働災害がなかなか減少に至らないという状況が続いておりましたことから、この要因としまして様々なことが考えるところでありますが、ほかの業種に比べて比較的安全衛生の取組が遅れていることが多いと言われる第三次産業であったり、または中小企業、こういったところにおきまして、災害が多く発生しているということ、また、転倒災害であったり、腰痛災害といったような労働者の作業行動に起因した災害が多く発生していること。そして、災害の発生率が高くなっております60歳以上の高年齢労働者の増加といったことなどが、主な災害の増加の要因として挙げられるかと思っております。こういった要因を踏まえた取組が必要になってきているということですので、14次防においては、まず安全衛生といったものを、コストとして捉えるのではなく、人への投資として捉えていただきたいといった趣旨の取組であります、自発的安全衛生対策への意識啓発という項目を1番目の重点事項として位置づけております。

そして、作業行動に起因する労働災害防止対策の推進、高年齢労働者の対策の順に項目立てをいたしまして、次に、多様な働き方や外国人労働者対策、個人事業者対策、その後に従来どおりの対策でありますけれども、業種対策、労働者の健康確保対策、化学物質対策、そして原子力発電所対策といった順で整理させていただきます。

そして、この資料の各項目のところに星印をつけておりますけれども、これが先ほどから申し上げておりますアウトプット指標、アウトカム指標を定めた重点事項であるということを表した印となっております。

このチラシには、スペースの関係で重点事項ごとの具体的な取組内容を全て記載することはできておりませんので、それぞれ重点事項のポイントという形で抜粋して掲載しております。この下にアウトプット指標、アウトカム指標ですが、こちらは全ての指標を掲載させていただいております。

14次防で定めたアウトプット指標、アウトカム指標については、全てここに載っております。例えば、作業行動に起因する災害の防止のアウトプット指標といたしましては、転倒災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上にするといった指標が挙げられておりますが、そのほか、その下を書いてありますような指標の達成に向けまして、事業者の皆さんに転倒防止対策や腰痛予防対策などに取り組んでいただくことによりまして、その右側に書いてありますアウトカム指標、転倒災害の増加に歯止めをかけるといったこととか、その下にも書いてあるような効果を期待する仕組みとなっております。

このアウトプット指標、アウトカム指標につきましては、次のページにかけて記載しておりますが、これらの指標の実現に向けて取り組んだ結果として、先ほど申し上げました県内の死亡災害については、5年間で35人以下、死傷災害については減少するということが期待できるといった目標設定にしております。

このアウトプット指標、アウトカム指標については、本省からの特段の理由がない限り、本省の指標と同じ設定とするように指示がなされているところで、福井労働局の14次防の案においても本省の指標と同じものとしております。

この指標は変更してないのですけれども、期待される結果ですね、最終的な結果のところについては、5年間の死亡災害を35人以下とすることと、死傷者数を令和4年に比べて減少させることについては、福井局独自の数字ということで設定しております。

14次防の全体像については、以上のとおりになります。

続きまして、7ページを開けてください。

次に、「管内の現状」についてですけれども、まず労働災害全体の長期的な増減についてですけれども、御覧になっていただきますとお分かりになっていただけるかと思いますが、青線の死亡者数は増減はあるものの、おおむね緩やかに減少してきております。特に、去年、今年と大幅に減少しております。

一方、死傷者数については、長期的な減少傾向にありますけれども、先ほども説明ありましたが、平成20年代の後半以降は増加傾向に転じているという状況になっております。少し留意していただきたい点として、令和7年の数字については、10月末現在の数字となっておりますので、最終的には、死傷者数についてはこれの2割増し程度の数字になるというふうに考えていただけると経年的な比較ができるかなと思います。

次に8ページをお願いします。

業種別の災害発生の状況についてですけれども、注目していただきたいのは、第三次産業になります。

第三次産業以外の業種では、いずれも増減はあるものの、長期的にはおおむね減少傾向にあります。第三次産業については、御覧のとおり大幅な増加傾向にあります。もちろん就業人口が多いということもありますが、2番目に多い製造業と比較しても2倍以上の件数となっている状況になっております。

続きまして、9ページをお願いします。

転倒災害の発生状況についてのグラフになります。転倒災害は、直近14年の間において全ての事故の型の中で最も多い状況が続いております。14次防期間中については、転倒災害が全ての災害の中に占める割合は緩やかに減少していますが、発生件数については横ばいといってもいい状況にあるかと思います。

続きまして、10ページをお願いします。

10ページですけれども、こちらのグラフは全ての労働災害のうち、高年齢労働者が占める割合を示しているものになります。青線が50代以上の労働者、赤線が60代以上の労働者が占める割合を示しています。注意していただきたいのは、50歳以上のところは、この60歳以上の方も含めての数字になっています。いずれにしても長期的に見ますと、いずれについても緩やかに増加している状況にあるというのを見てとれるかなと思います。

続きまして、11ページになります。

県内の外国人労働者数と外国人労働者の労働災害の発生件数の推移についてのグラフになります。外国人労働者数は右肩上がりが増加しておりまして、10年前と比較して2.5倍以上に増加しております。災害発生件数についても同様に2.6倍に増加している状況にあります。

ペースが速いですが、12ページのほうをお願いします。

こちらは、過労死に関連の深い、脳・心臓疾患及び精神疾患を原因とする労災保険の福井県内における申請・認定等の件数の推移、及び一般健康診断の有所見率、及び各健診項目別の有所見率の推移を示したものになります。

左側の上段の脳・心臓疾患の労災給付等の状況においては、請求件数、認定件数ともに増減を繰り返してる状況ですけれども、下段の精神疾患による労災給付等の状況を見ますと、こちらのほうは少し判断が難しいところもありますけれども、長期的に見ると増加傾向にあると見るべきだというふうに考えております。

右側上段は、健康診断における有所見率の推移になっています。折れ線グラフが、青のほうが全国の有所見率、赤のほうが福井の県内の有所見率になっておりますが、おおむねずっと赤い県内のほうが高い数字で推移している状況にあります。

下の段の棒グラフは、主な健診項目におきます県内の有所見率の推移をグラフにしたものになります。これを見ますと、脳・心臓疾患に影響を及ぼす恐れのある血中脂質や血圧の有所見率が高水準で推移しているという状況ですので、県内の労働者の健康確保に関しましては、まだまだ課題が残されているというふうに考えております。

続きまして、13ページになります。

化学物質に関連の深い特殊健康診断の有所見率の推移、それとじん肺の新規有所見者数の推移、それと新規の健康管理手帳交付件数の推移になります。

左側の上段の特殊健康診断については、青線が有機溶剤に係る健康診断、赤線が特定化学物質に係る健康診断の有所見率を表しておりまして、有機溶剤のほうについては長期的に見れば減少傾向にあります、これも令和3年以降は下げ止まりの状況になっておりまして、がん検診についてはほぼずっと横ばいと言っていい状況かなというふうに考えております。

続きまして、14ページをお願いします。

福井県の重要な産業の1つである原子力発電所における労働災害の発生状況等になりますが、管内では15基の原子炉がありますが、うち7基は廃炉が決定しておりまして、残り8基のうち、11月現在で5基が稼働しております。

原子力発電所関連での労働災害は、長年にわたる発電会社さんの御努力もありまして減少傾向にあります。13次防期間中の平成30年からの5か年と、14次防期間中の年平均の発生件数は、半数以下にまで減少している状況になります。

管内の労働災害等の発生状況についての現状についての説明は以上になります。

続きまして、14次防計画の進捗状況についての説明になります。16ページをお願いします。冒頭に説明させていただいたとおり、14次防についてはアウトプット指標、アウトカム指標を策定しておりまして、これらの達成を目指すことにより期待する結果としての最終目標を決めておりますので、初めにアウトプット指標、次にアウトカム指標、最後に最終目標の順に、それぞれの中間年度における達成状況を説明させていただきたいと思います。

まず初めに、アウトプット指標についてですけれども、アウトプット指標の把握については労働局の既存のデータで把握できるものではありませんので、16ページの上段の二重線の囲みの中に記載してありますとおり、管内の事業所にQRコードを活用したアンケートの協力を求めまして、その結果を基に把握した数字となっております。

なお、先ほど14次防の全体像の説明の際にもお話しさせていただきましたよう

に、アウトプット指標とアウトカム指標については、全ての重点事項に設定されているというものではなくて、それぞれの指標が設定されていない重点事項もあります。

ここでちょっとこちらの資料2のほうを御覧になっていただきたいのですが、例えども、これの9ページ、10ページをちょっと見比べていただきたいのですが、例えば9ページの重点事項の1番ですね。9ページの上のほうの中段のちょっとやや上のあたりになるのですが、重点事項の1「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」については、アウトプット指標、アウトカム指標は設定されておられません。めくっていただいて、10ページの(2)の中段よりやや下の辺りですが、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策の推進については、アウトプット指標、アウトカム指標とともに設定されております。

ここで元の資料1の16ページに戻っていただきたいのですが、今御説明させていただきましたことを踏まえまして、各指標の重点項目の番号、例えばこの16ページで言うと、いきなり(2)から始まっているかと思うのですが、この番号が飛んでいるというのはそういうことでありまして、この資料2のほうの重点事項の番号と合っているものになりますので、この資料1のほうの番号は(2)とか途中で飛ぶ番号があるのはそういうふうに理解していただきたいと思います。

では、アウトプット指標の達成状況についての説明に移らせていただきます。

まず、(2)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進のアウトプット指標の1つ目であります「転倒災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。」というアウトプット指標についてですが、転倒災害対策に取り組む事業場の割合は、2022年度における54.7%に対して、中間年度である2025年度においては52.7%と若干の低下が認められるのですが、これは現時点で50%を超えているので、目標は達成しているという状況にあります。

次、17ページになります。

2つ目のアウトプット指標については「卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。」としているところ、実際に安全衛生教育を行っている事業場の割合は、2022年度における67.3%から2025年度においては76.3%と、目標は残念ながら達成には至っておりませんが、目標の進捗を考慮しますと、計画期間中の達成は十分に見込める数字なのかなというふうに考えております。

3つ目の指標であります「介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。」については、この割合は2023年において66.7%だったものが2025年度で60.0%と少々後退しておりますので、目標達成に向けてさらに引き続き対策に取り組む必要があるかと思いますが、これも計画期間中に何とか挽回できるものではないかなというふうに考えております。

続きまして18ページになります。

次に、重点事項3の高年齢労働者の労働災害防止対策の推進のアウトプット指標については「『高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン』に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。」としているところ、実際に取組を実施する事業場の割合は、2023年において78.7%でしたものが、2025年においては77.7%とこれも若干低下はあるのですが、現時点でともに目標は達成している状況にあります。

続きまして、下の段になるのですが、重点事項の4、多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進についてのアウトプット指標については「母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。」となっているところ、これを行っている事業場は、2022年度に

において79.4%から、2025年度においては81.0%に上昇しておりまして、これも目標を大幅に上回った数字になっております。

続きまして、19ページになります。

次に、重点事項の6です。業種別の労働災害防止対策の推進についてですが、これのまずアの建設業対策の指標についてです。これは「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年度までに85%以上とする。」としているところ、実際に取り組みをされている事業場は2022年において91.4%、2025年においては95.2%と上昇しておりますし、ともに目標の数値を上回っている状況にあります。

次に、イの製造業についてですが、このアウトプット指標は「機械による『はさまれ・巻き込まれ』防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。」としておりまして、これについて取り組み済みの事業場の割合は、2022年度において94.5%、2025年度においては95.9%と、これも上昇しておりますし、ともに目標を上回る数値となっております。

続きまして、資料20ページになります。

ウの陸上貨物運送業対策については、アウトプット指標としては「「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を2027年までに45%以上とする」としているところ、ガイドラインに基づく措置を実施する事業場は2025年度において75.3%ということで、これも目標は達成している状況になります。

次に、エの林業対策の指標については、「「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする」としているところ、その割合は2022年度、2025年度のいずれにおいても100%であり、これも目標は達成済みとなっております。

続きまして、21ページになります。

次に、重点の 7 番、労働者の健康確保対策の推進の指標については、メンタルヘルス対策として、1 つ目の「使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50 % 以上とする」に対して、実施割合は 2022 年度において 35.2 % から、2025 年においては 39.4 % と上昇してはいるものの、これについては目標がまだ未達成ということになっております。

2 つ目の「各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80 % 以上とする」指標については、産業保健サービスを提供している事業場は 2022 年度で 80.9 %、2025 年度においては 87.5 % と上昇しております。まして、これについては現時点で目標は達成しております。

続きまして、22 ページになります。

重点事項 8、化学物質等による健康障害防止対策の推進については、実質的に 4 つの指標を定めております。

まず 1 つ目の「労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務対象となっていないが、危険性または有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80 % 以上とする」としているところ、ラベル表示等を行っている事業場は 2022 年度の 91.7 % に対して 2025 年度は 89.1 % と、これは若干低下が認められるものの、目標は達成している状況にあります。

続いて 23 ページになりますが、続いて 2 つ目と 3 つ目の指標ですね、「法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性または有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年度までに 80 % 以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険または健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80 % 以上とする」に対して、リスクアセスメントを行っている事業場の割合は 2022 年度において 84.9 % から、2025 年にお

いては94.9%と大幅に上昇しておりますし、現時点で目標は達成しております。

リスクアセスメント結果に基づいて必要な措置を実施している事業場の割合は、2023年における99.4%に対して2025年においては98.9%と若干の低下が認められるものの、こちらも現時点で目標は達成している状況にあります。

次いで、24ページになります。

4つ目の「熱中症災害防止のために暑さ指数を活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる」というアウトプット指標については、暑さ指数を把握して活用している事業場の割合は2023年度の55.5%から2025年においては76.7%と大幅に増加しており、これも目標は達成している状況にあります。

アウトプット指標については、以上のとおりです。

続きまして、アウトカム指標の説明になります。ここで少し説明したい事項がございます、別添資料の2、こちらのほうの10ページを御覧いただきたいのですけれども。

10ページの下段に四角く囲ったところで赤い字で書いている数字があると思うのですけれども、この右側の部分がこれアウトカム指標が、具体的な数字等が書かれているものなのですけれども、この指標自体は本省の14次防と同じにするよう指示を受けておりますので問題ないのですけれども、赤字で示した部分は実際この県内の現状の数字を記載していたのですけれども、これ14次防の計画策定時にお示しした数値に、申し訳ないのですが、誤りがある部分が何か所かありましたので、そういった部分については、全て今回の中間の見直しにおいて修正させていただければと思っております。ただし、この部分は純粋な数値の誤りでありまして、計画そのものに影響するものではないと考えておりますので、計画の変更ということではなくて数値の修正という形で対応したいと考えております。こちらの資料2の赤字の部分は全て再計算後の正しい数値となっておりますので、この後の14次防のアウトカム指標の達成の状況については、この正しい修正した

数値を用いて検討させていただきたいと思っております。

では、そのことを踏まえまして、具体的な達成状況の説明に移らせていただきます。資料1の25ページを御覧ください。

こちらの資料につきましては、緑色で表記した部分が先ほど言った、修正した数値ということになります。それともう一つ、この後で出てきます「年千人率」という言葉がちょこちょこ出てくるのですけれども、これについて少し説明させていただきたいと思います。

この年千人率とは何かといいますと、1年間に労働者、仮にその業種とかターゲットとなるところの労働者1,000人とした場合に、年間に何人の方が被災するかというような数値というように考えていただければいいかと思います。簡単に言いますと、我々労働局で把握した1年間で被災した人の数を県で把握している労働者数、例えばこの25ページの上の段のところで言うと、各年齢層と男女ごとの労働者数です。これ県のほうで把握した数字になりますので、これで割ったものに1,000を掛けた数値というのがこの数値になっておりまして、この数字が小さいほうがけがをする方が当然少ないということになりますので優秀ですよということになります。そういうふうに考えていただいて、この年千人率を理解していただければと思います。

話を元に戻させていただきます。

では、まずアウトカム指標の中身についての説明ですけれども、重点事項の（2）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進については3つのアウトカム指標を定めております。

まず1つ目が、「増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともにその増加に歯止めをかける」ということにしております。これについては、下の表にあるとおり、おおむね低下傾向になっております。ちなみに、この緑のほうは修正した計画当初の数字で、右側のものが、これ今回確認したも

ものになっていまして、黒字は順調に減って、いいほうに転じているもの。赤字の部分が、逆にちょっと年千人率が上がってしまっていて増加傾向にあるというものになっております。赤色になっているのが、20代女性、40代男性、それと70代男女についてなのですが、これについてもその上昇の幅は僅かでありまして、目標達成に向けては良好に推移しているというように考えております。

次に、2つ目の「転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下にする」については、2024年において転倒災害は270件発生しておりまして、各災害の休業日数の合計は10,520日になることから、平均休業日数は38.963日になっておりまして、これについては目標を達成しております。

3つ目の「増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる」ということですが、これについては、2024年の社会福祉施設における腰痛の死傷千人率は0.107でありまして、目標は達成水準にあります。

次いで、重点事項（3）の高年齢労働者の労働災害防止対策の推進の「増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともにその増加に歯止めをかける」につきましては、下の表にあるように2024年において60歳以上の死傷年千人率については、男女ともに低下しておりまして、目標を達成する水準にあると考えております。

続きまして、26ページになります。

重点事項（4）の多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進についてですが、これについてはアウトカム指標として「外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする」としてるところ、2024年の労働者全体の年千人率は2.149でありまして、これに対して外国人労働者の死傷年千人率は3.384でありまして、これはなかなか目標達成に向けて厳しい数字にあるということが言えるというように考えております。

次に、重点事項（６）の業種別の労働災害防止対策の推進について、まず、建設業対策については「建設業における死亡者数を2022年度と比較して2027年までに15%以上減少させる」。実際、これ2022は3人が亡くなっておられたのですが、2027年までには1人以下にしますというふうになっているのですけれども、建設業における死亡者数は、2023年が2人、2024年が2人で目標は達成水準にあるというふうになっております。

次いで製造業についてですけれども、これは「製造業における機械による「挟まれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる」としているところ、これ2022年が48人で、5%ということと3人以上は減少させるということになるのですけれども、これは2023年には62人と、これちょっと大幅に増えてしまったのですが、2024年には42人と大幅に減少しておりまして、2022年の48人に比べて6人減ということで、2024年現在としては達成している状況にあります。

次いで、陸上貨物運送事業についてですけれども、これは「陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年の105人と比較して2027年までに5%、実質的には6人以上減少させる」というアウトカム指標に対しまして、陸上貨物運送事業における死傷者数は2023年が93人、2024年が90人でありまして、これも目標達成水準にあると考えております。

林業につきましては、「林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる」としているのですけれども、実質的にこれ県内では死亡者数は2022年が0人ですので、2027年の最終的にも0人とするということを目指しておりますが、林業においては2023年度、2024年とも死亡災害は発生しておりませんので、これも今現在、目標達成水準にある状況になります。

続きまして、27ページになります。

アウトカム指標の最後のところになりますけど、重点事項（８）化学物質等による健康障害防止対策の推進については２つの指標がありまして、まず１つ目が、「化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を13次防期間中の18人と比較して５％以上減少させる」としているのですが、これについては、死傷者数は14次防期間中、既に17人と、この３年ほどの間に17人まで発生しておりますので、あと猶予は１人ということで、あと２年残して１人しか許容できないということでもありますので、これについては目標はかなり相当に厳しい数字にあるというふうに考えております。

２つ目の指標については熱中症のほうになるのですが、これは「増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増減率を13次労働災害防止計画期間中と比較して減少させる」。これは、実際13次防中は０でしたので、14次防中も０人ということになるのですが、昨年お一人亡くなっておりますので、この目標の達成はもう現時点で不可能ということになっております。

アウトカム指標の達成状況については、以上になります。

続きまして、28ページを開けてください。

次に、このアウトプット、アウトカム指標の達成を目指すことにより期待する結果の進捗状況、言わば最終目標の進捗状況についてですが、まず１つ目が、「死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下とする」についてですが、これは2025年末の中間目標が24人になっているのですが、これに対して2025年10月末時点で死亡者数は合計で16人ですので、これについては目標達成に向けて十分達成可能な水準にあるというふうに考えております。

次いで２つ目の「死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年の925人と比較して、2027年の死傷者数を減少させる」については、死傷者数は2023年が920人、2024年が787人となっておりまして、目標は達成しております。今

年、2025年につきましても10月末時点で714人となっておりまして、仮に残り11月と12月の増加分として714を10で割ったものに2を掛けたとしても、一応857人になるかと思いますので、そういった意味では、目標に向けて達成可能な水準にあるというふうに考えております。

以上が、重要事項の中間年における達成状況の説明になります。

続きまして、30ページをお願いします。

ここから14次防の中間年における計画変更の可否についての行政としての考え方の説明になります。

まず14次防の計画変更について、総括的な考えについて、まず説明させていただきたいと思います。

14次防については、本省においても策定しておりまして、その中で毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、労働政策審議会安全衛生分科会、ここからはあと分科会と言わせていただきますけれども、それに報告しまして、必要に応じて計画を見直すこととしております。また、計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価を行うこととしているため、福井局の推進計画においても本省に準じた取扱いをすることとして、計画期間中の中間年である2025年度において、それぞれアウトプット指標、アウトカム指標の達成状況等についての評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことにより、実情に応じた労働災害防止対策の推進を図ることとしております。

しかしながら、14次防をスタート後、本省における分科会への報告は、令和6年に1回、令和7年に1回行われているのですけれども、いずれについてもアウトプット指標、それとアウトカム指標の進捗状況の確認というか、報告のみにと

どまっております、計画全体の評価や見直しに係る検討はまだなされていない状況にあります。

福井局推進計画スタート時には、本省からの各指標については、本省と合わせるように指示されておりました、見直しの必要性の判断においても本省の変更を踏まえる必要があるところ、先ほども御説明したように、ようやく本省審議会で見直しの必要性について議論をするための実施状況確認がされたところでありまして、計画の見直しの結論はまだ先となる見通しでありますことから、福井局においても現状において把握をしたものの、基本とすべき本省の14次防の変更必要性の議論を無視して、これを勝手に検討することはできないというふうに考えております。

よって、福井局の14次防のスタート時点で考えていたイメージが少しずれてきておりました、今回は把握した現状報告を行うほかは、途中で御説明したアウトカム指標の数値の修正と、各指標の目標達成が困難な重点事項の実際に行う具体的な取組の追加のみにとどめざるを得ないのではないかと考えております。

このことから、今回のアンケートは、限られた事業場からの回答であることを念頭に置いた上で、しっかりと取り組むべきところは、毎年度の行政運営方針等に落とし込むなどにより、しっかり取組を進めていきたいと考えております。

なお、本省14次防の変更が示されるとの指示があった場合には、当然、福井局の14次防の変更の必要性についても改めて判断することになるというふうに考えております。

以上のことを踏まえまして、各重点事項ごとのアウトプット指標、アウトカム指標及び実質的な最終目標である「指標の達成を目指すことにより期待する結果」、そしてそれぞれの指標や目標を達成するための重点事項ごとの具体的な取組内容について、順に修正・追加部分の説明をさせていただきたいと思っております。

この後、資料の31ページ以降になりますが、修正・追加を行う部分については

赤字で記載しております。よって、黒字のみの項目については、何も変更がないということを意味しております。ですので、その変更のある部分について限定して少し説明させていただきたいと思います。

まず、31ページですけれども、これについてもアウトプット指標について、31ページの重点事項（２）のアウトプット指標の修正についてですけれども、これは「災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする」ということについては、計画の当初のアンケートから中間年のアンケートに若干の低下が認められますが、目標達成水準にあるため見直しが必要とないと考えております。

次いで、「卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする」については、現時点での目標は未達成ですけれども、実施率は大幅に上昇しておりまして、これは5年のうちに目標は達成するようになるというふうに考えておりますから、これも見直しは必要ないと考えております。

次いで、「介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる」については、導入事業場の割合が減少しているものの、これも目標達成が見込める水準にあるというふうに考えておりますので、見直しの必要まではないものと考えております。

続きまして、32ページになります。

重点事項（３）のアウトプット指標ですが、高年齢労働者の労働災害防止対策の推進についてですけれども、「「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を、2027年までに50%以上とする」というアウトプット指標については、これも計画当初から中間年において取組の割合が若干減ってはいるものの、これも十分に挽回できる数値というふうに考えておりますので、見直しは必要ないものと考えております。

続いて、（４）「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」については、現段階で目標達成水準にあることから、見直しの必要はないと考えております。

33ページから34ページの重点事項（６）「業種別の労働災害防止対策の推進」についてのアウトプット指標については、まず33ページの「建設業対策」、「製造業対策」、それと34ページの「陸上貨物運送業」、「林業」のいずれについても、目標数値に対して十分に達成が見込める水準にあるので、これも見直しの必要はないと考えております。

次35ページになります。重点事項（７）「労働者の健康確保対策の推進」の「メンタルヘルス対策」については、２つのアウトプット指標を設定しております。

１つ目の指標「使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50％以上とする」については、現時点で目標未達成ですが、2023年の35.2％から2025年においては39.4％に上昇しておりまして、目標達成は今後の取組みにより達成可能水準あるというふうに考えておりますので、これも見直しは必要ないものと考えております。

２つ目の指標「各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80％以上にする」については、これは2023年の80.9％から2025年で87.5％と上昇しておりまして、これは目標達成水準にあるので見直しは必要ないと考えております。

次36ページ、37ページになります。

重点事項（８）「化学物質等による健康障害防止対策の推進」については、37ページの熱中症に係る事項も含めて、実質的に４つの指標を定めていますが、いずれについても取り組みは大きく進んでおりまして、目標達成水準にあることから、これも見直しは必要ないと考えております。

続きまして、アウトカム指標に係る改正の必要性についての説明になります。

まず、重点事項（２）「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」については、３つのアウトカム指標が設定されています。

まず１つ目は、「増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともにその増加に歯止めをかける」という指標に対しては、転倒災害の年齢層別死傷年千人率については、おおむね低下傾向になっておりまして、先ほども説明した上昇傾向にある20代の女性、40代男性、70代の男女についても、その上昇幅は僅かでありまして、目標達成に向けておおむね良好に推移しているというふうに考えておりますので、計画の変更は必要がないと考えております。

ただし、計画策定時に示した年千人率の数値に誤りがあったので、その数値については修正することとします。

２つ目の指標「転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする」、それと３つ目の「増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年の0.25と比較して2027年までに減少させる」については、いずれも目標達成に向けて良好に推移していることから、計画の必要はないと考えております。

ただし、これも３つ目の指標については、計画策定時に数値の誤りがあったので修正させていきたいと思えます。

39ページになります。重点事項（３）「高齢労働者の労働災害防止対策の推進」については、「増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女とも、その増加に歯止めをかける」というアウトカム指標が設定されていますが、男女ともに年千人率は低下しており、目標達成水準にあるため、計画の変更は要しないと思えます。ただし、これも計画策定時の数値について誤りがありましたので、修正させていただきたいと思えます。

次いで重点事項（４）「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」についてですけれども、これについてはアウトカム指標として、

「外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする」としているところ、2024年の労働者全体の死傷年千人率が2.149に対して、外国人労働者の年千人率は3.384であり、目標に向けて厳しい水準にあります。ただし、目標が厳しいからと計画を下方修正するというのは、計画として趣旨が違うと考えておりますので、数値の目標自体の変更はすべきでないと考えています。ただし、これも計画策定時に示した年千人率の数値に誤りがあったので、その修正はさせていただきたいと思ひますし、当然達成が厳しいわけですから、この後で説明させていただきますけれども、これについての「具体的な取組み」の説明のところで具体的な取組について追加するということで対応していただきたいと思ひております。

次に40ページになります。重点事項（6）「業種別の労働災害防止対策の推進」については、建設業、製造業、道路貨物運送業、林業のいずれについても目標達成水準にありますので、計画の必要はないと考えております。

42ページになります。重点事項（8）「化学物質等による健康障害防止対策の推進」についてのアウトカム指標については、1つ目として「化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を13次防期間中と比較して5%以上減少させる」としているところ、先ほどもお話ししたとおり、あと残り2年で1人しか許容されませんので、目標達成もこれは非常に厳しい水準にあると思ひますが、これも先ほど言ったように、単純に厳しいからといって下方修正するというのは趣旨が違ひと思ひますので、計画自体の変更はしないというふうに考えております。

次に、熱中症に係るアウトカム指標については、これも先ほど言ったように、14次防期間中ゼロという目標だったのですが、これについてはもう既に1名の方が亡くなっておりますので、目標達成は不可能ということになっております。この2つについては計画の変更はしませんが、具体的な取組事項について追加するというこゝで対応していきたくて考えております。

アウトカム指標の変更についての要因についての説明は、以上のとおりになります。

次、43ページになります。次に、最終的な目標とも言える「各指標の達成により期待する結果」についてです。

1つ目の「14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下とする」については、先ほども言ったように3年目の中間年度における目標の24人に対して、現在16人でありまして、これは目標達成について十分可能な水準でありますので、計画変更は要しないと考えております。

次に2つ目の「死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけて2022年と比較して2027年の死傷者数を減少させる」については、これについても2022年が925人に対して、2023年が920人、2024年は787人となっておりまして、今年についても791人となっておりまして、目標に向けて達成可能な数字にあるということで計画の変更は現時点では必要ないというふうに考えております。

最後に、「各重点事項ごとの具体的な取組み内容」です。我々労働局の具体的に取り組む内容についての変更についてですけれども、これについては、各指標が目標達成について困難な状況にあるもの、達成不可能が確定したもの及びそれと法改正があったものについて、その取組みを一層、強める事項について、追加することで対応したいと考えていますので、修正・追加のないものの説明は省略させていただきます。修正等を行う部分、具体的には赤字の部分についての説明のみとさせていただきますと思います。

では、少し飛びまして49ページになります。重点（4）「多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進」についてですけれども、これについては、アウトカム指標の達成が相当厳しい状況にあるということで、これについては、労働局が取り組む事項として、「外国人労働者安全衛生管理の手引きの活用」と「日本語の理解が不十分であることが大きな要因であることから、母国

話による危険箇所の標識・掲示」を推奨・周知することと、外国人労働者安全衛生管理セミナーの受講の勧奨をするということを加えて対応したいと思っております。

続きまして、50ページになります。重点（５）「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」についてですけれども、この項目については各指標の設定はありませんが、そこに赤字で記載しましたように法改正がありましたので、その改正部分を具体的に追加して修正しておきたいと考えております。

続きまして54ページになります。重点事項（７）「労働者の健康確保対策の推進」についてですけれども、これはアウトプット指標である「使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする」がまだ目標未達成でありまして、かつ法改正があったことから、労働者数50人未満の事業場に対するストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施などについて、事業場には、その取組みを加え、労働局については、その周知徹底をするということを追加して、変更しておきたいと考えております。

続きまして、57ページになります。重点事項（８）「化学物質等による健康障害防止対策の推進」のうち、「ア 化学物質による健康障害防止対策」についてですけれども、アウトカム指標として掲げている「化学物質による死傷災害の件数を13次防と比較して、14次防中に1人以上減らす」ということについての目標達成が厳しい状況にあることと、化学物対策について関連して法改正があったことを踏まえまして、通知義務違反に対する罰則規定の追加及びSDS通知事項を変更した場合の再周知の義務付けについて、周知徹底を図ることを追記しておきたいと考えております。

続いて、59ページになります。最後になりますけれども、「ウ 熱中症による健康障害防止対策」について、目標達成できないことが確定している上に、昨年の法改正により、熱中症対策が義務付けとなっておりますことから、熱中症対策、

具体的には、熱中症発症時の連絡体制の整備、それと重篤化を防ぐための迅速対応の手順作成、3つ目として、その2つについての関係者への周知が義務化されたことについての周知と確実な履行の徹底を図るということを取組み事項に加えるということで対応したいと思っております。

長々と説明させていただきましたけども、以上で14次防労働災害防止推進計画の中間年度における推進状況と見直しの必要性に向けた論点の説明を終えさせていただきます。

以上です。

○三田部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、委員の方で御意見、御質問などございますでしょうか。

○山田委員

よろしいですか。

御説明、丁寧にありがとうございました。私は初めての参加でして、ちょっと一製造業出身の私からすると、何かすごく違和感のある内容ばかりと、正直なところ思うんです。

死亡者数の目標が35人以下というのがもうあり得ないことかなと。一企業の人間から言えば、そう思うのです。企業の中でこれを多分提示されたら、100%却下される内容だと思っています。こんなんゼロが目標当たり前だっという意味でですね。

ただ、とはいっても、いろんな業種業態があって、もちろん危険を伴うような作業がある中で私たちが生活できているという側面もあるので、そんなあまり

そこを。

○事務局

おっしゃることは十分わかります。

○山田委員

そこを追求するつもりはないんですけど。

○事務局

はい。

○山田委員

はい、それを踏まえた上で、一つ何というか、変えていただきたい考え方として、多分中間期にあって方針を見直すか見直さないかっていう、そういうところだと思って聞いていたんですけど、目標達成ができそうな水準にあるから見直しの必要はないっていう表現もおかしいなって思うのです。結論として、どこも下方修正するようなその見直しっていうようなのはなかったもので、それをそれでいいのかも分からないですけど、中間期としてはやっぱり見直しありきの進め方っていうのは不信感がやっぱりあって、中間期はあくまでも目標を見直すのではなくて、目標達成をするための補強方針を決める場所っていうスタンスのほうが、よりいい会なんじゃないかなと思うんです。なんか、現場を無視してなんか会議室で数字だけ決めてるみたいな、そんな感があって。あくまでも見直しの検討ではなくて、補強方針の検討っていう位置づけにすべきだと私は感じたっていうのが。ちょっとすみません、言葉選ばずですけど。

○事務局

いえいえ。

○山田委員

率直な意見です。はい、取りあえず私からは以上です。

○事務局

アウトプット指標、アウトカム指標っていう、そういう防災計画が初めてのことでして、本省のほうでも試行錯誤の状況でありまして、なかなか御指摘とおり、数字だけ一人歩きしているという部分、確かに感じられるところがあるんですけども、私の説明の言葉がちょっと適正でなかったかなと思います。現状、恐らく、本省のほうでも変更があれば指示はあるかとは思うんですけど、当然達成してない、もうちょっとレベル、ハードルを上げてもいいんじゃないかっていうのが、多分そういう趣旨。

○山田委員

達成できそうなところはさらに上の目標を設定しろっていうそういうことではなくて、達成が難しそうなところを今あまり数字的によくないから、もっとこういう取組をしようっていう補強、中間はそれでいいのかなって思うんですけど。

○事務局

すみません。ちょっと説明の仕方がまずかったので。趣旨としては、そういう説明させていただいた。数字が厳しいところは、結局数字が厳しい、じゃあ何するのっていうところがこの重点事項の具体的な取組のところなので、その部分を、厳しいところはさらに追加事項を入れてという形で対応したいというふうに

考えておりますので。すみません、説明がうまくなくて。趣旨がうまく説明できてないのかもしれませんが。おっしゃるとおりの意見について、見ている方向は同じっというふうに考えております。

○山田委員

はい。

○事務局

申し訳ございません。

○山田委員

いえいえ。

○三田部会長

今の話、ちょっともう少し確認させていただくと、アウトプット指標、アウトカム指標の設定について、何かさらに見直すべきことがあるかどうかの確認として、今達成の具合をいま一度確認していると。おおむね何というか、大幅に何か追加しなければいけない、アウトプット指標というのを何か追加しなきゃいけない、変えなきゃいけない、削除しなきゃいけないというようなことは、今のところは大きくはなさそうだということを確認していると。かつ、本省から特段指示もないということを今この場で確認してると、こういう位置づけと受け取ってよろしいですか。

○事務局

当然、例えば、県内のその労働者の就業の形態がごっそり大きく変わっている

とか、例えば計画を立てた当初とは全然違う労災が増えているとかっていうことであれば、それはもう計画を何か大きく変えなきゃいけない話になってくると思うんですけど、幸いにしてそういった、何ていうんですかね。その就業実態とか、災害発生状況というのは、想定範囲と言いますか、ある意味予想どおりというところがありますので、そういった意味で言うと、3年前の時点で増えている労働災害の状況に合わせてこの計画を立てるということで、現状はその環境に大きな変更はないということ言えば、新たに何か新しい項目を設けたりとか、そういった必要はないというふうに考えております。

○三田部会長

御意見、御質問ありますでしょうか。

○竹川委員

今の指標のどうのこうのという話は、私もそんなに重視というか、別にそのままだでもいいかと。その指標、一番最後ですね、具体的な取組のところ、追加事項等あるんですけども、全体的に見渡すと、いわゆる危険な作業、業種的な建設、製造、それから運送、林業って、そういったところはもう既に現場のほうでかなり取組がなされていて、ゼロに近付けるというかゼロにしようという取組がなされているので、そういう特に数字自体もそんなに問題ないというのが出てきているからいいと思うんですけど、意外と盲点が出てきたのが、外国人労働者であるとかメンタルヘルスの部分であるとか、これから新しい課題がひょっとしたら5年過ぎたらちょっと数字がおかしくなるようなことも懸念されるようなことが出てきているので、それに対していろんな取組がなされるんだなっていうところも分かりました。

一つちょっと、これはもうここで言うことではないのかもしれないのですけれ

ども、私、地方労働審議会の中で、本会議の中でも申し上げたんですけど、特にこういう労働災害の話に中小企業への啓発を進めていくっていうことになる、労働行政だけで片づけられる問題ではなくて、福井県であれば福井県、県内のそういういわゆる中小企業の支援機関であるとか、そういったところとどういうふうにタッグを組んでできるのかとか、そういったところは、いろんなところと連携しながらっていうのをお願いしたいなというところが、本音のところですよ。

○事務局

もちろん中小もありますし、なかなか今言った、例えば建設・製造とかっていうのは、昔は本当に災害が多くて、だから我々はもともとそこをまず減らそうということでやっていました。なので、そういうところはもう労働災害というものに対して何ていうんですかね、敏感といいますか、意識も高くなったのでぐっと減ってるんですけど、今現在、第三次産業というのは間口も広いので、例えば、食べ物屋さんもあれば、規模が小さいところも多く、そういうところって、比較的そういう危険な機械とか、いわゆる危険な作業っていうのは比較的少ないので、労働災害防止に対してなじみが薄いということがあるので、なかなか取組が進まないこともあります。なので、SAFE協議会というものを我々労働局で設けてまして、例えば小売業の中でも比較的規模の大きいところの小売業とか、介護事業とかでの比較的優良な会社とかで協議会を組んで、そこでいろいろ取組をして、それを報道機関に発表したりして裾野を広げるっていうんですかね、ということは一応やってはおるんですけど、なかなかそこも追いつかないっていう部分がある。御指摘のとおりかなと。その辺り、どういうふうに取り組んでいけばいいのかなというのは、いろいろ試行錯誤はしてはいるんですけど、当然中小企業の数も圧倒的に多いです、その周知方法というのはなかなか難しいところではあります、そういう取組をしていっているということは、お伝えはしておきたいと思

います。

○竹川委員

してないっていう話ではなくて、もっと効率的なやり方みたいなものがあるんじゃないかなっていうことです。

○山田委員

今の竹川先生のお話も私もすごく共感する部分で、中小企業のやっぱり取組を推進するっていうのは非常に難しいと思うし、いろんな見直しとかある中で法改正も含め、いろんなこうしてください、ああしてくださいっていうと、多分中小企業ってもうお手上げで、多分何も手につかないっていう実態になろうかと思うんです、恐らく。ただでさえ人手がない中で、こういうのを対応する担当者っていうのも、ごく僅かな人があれもこれもやらなきゃいけないっていう実態の中で、やっぱり特にやってほしいところを1つずつ片づけていってもらっていうような、もっと寄り添った丁寧な進め方がないとパワーがかかると思うんですけど、それが中小企業に対してはやっぱり大事かなって思うんですね。

あとは安全対策に関してもやっぱり中小企業、今いろんな生産性向上支援金とか、県とか国が行っている事業がありますね。ああいうところをこういう安全衛生観点とかでも対応できるようなことを、そこまではあまり頭がないんじゃないかな。実際使えるかどうか分からないですけど。でも言い換えれば、安全衛生対策を企業の中で進めることで生産性が上がるっていう側面も当然あると思うんですね。今までは危険に注意しながらいろんな手間のかかる作業をしていたけれども、安全対策が進めば、もっと製造できるとか生産できるとかそういう側面もあると思うので、言い方次第できつとこの支援金も使えるんじゃないかなっていう気がして。

○事務局

助成金の部分は、まだ御存じないところも多いです。

○山田委員

はい、それもありますね。

○事務局

見たところで、いや、これうちに入らないなっていうところがあるので。実際、例えば我々の、「滑った転んだ」の転倒災害が増えてますので、そういう中でもなかなか難しいところがあるんですけど、例えば、エイジフレンドリーって高齢者用の助成金とかもありますので、60歳の方が1人でもいれば使えるとかあるので、意外と使える助成金って、見方を変えると使えるのがあるので、そういったものはアピールしていきたいというふうに思っております。

○山田委員

そういうアドバイスをしてあげるとか。

○竹川委員

そういう助成金を御存じの社会保険労務士さんがいらっしゃって、中小企業の社長さんと契約されてる先生方も多いので、そういったところからやっていくとかですね。メンタルヘルスのチェックにしてもやっぱり同じですね。うまくそういう民間の資料を使ったり、商工会議所の経営指導員を使ったり、そういったいろんなやり方はあるのかなと思います。

○事務局

使えるものは結構あるかなとは思いますが、そういう指導会・説明会とか、通常の我々労働局・監督署が、事業所に個別で指導したりとか、そのときも助成金のリーフレットとかそういったものを持ってアピールはさせていただいてはいるんですけど、なかなかやっぱりそれだとその数がどうしても限定されるので、それをどう広げてやるかっていうとなかなか。今言われたみたいに、中小だともう人がいないので、社長さんが何でもかんでもってなってなかなか説明会にも来られないっていうのもあるので、それをどう間口を広げるかっていうのはまた工夫しなきゃいけないっていうふうには思っております。

○三田部会長

他いかがでしょうか。ありますでしょうか。

○川口委員

54ページを見たのですが、労働者の健康の確保対策の推進ってありますけど、1番のメンタルヘルス対策で、私どもの事業場は2022年の安全衛生の福井労働局の事業場表彰をいただいて、ユーアイふくいにおいて、その事例発表をしたことを今ここで思い出しまして。その時からもう3年たったら、目まぐるしく世の中が変わったなっていうことを。今山田委員からもお話であったように、あのとき中小企業が2万6,500社だったんですね、福井県内事業場が。その中の表彰を受けましたよということを言っていて、すごく感謝もしながら、うれしかったことを今思い出したんですが、この3年間、大変だったなって。この建設業は数字がすごく減ってますが、実際仕事がないんですね。仕事がないから、労災になりようがないって言ったらあれですが、ごめんなさい。そういう方もいらっしゃる。

あと今年においては、国土交通大臣が公明党さんから自民党の方に大臣が代わられて、全く発注の仕方が変わったんですよ。ここで申し上げるようなことではないのですが。東京のある大手のゼネコンの社長さんについて最近お会いして聞いた話だったので、まだ皆さんのところには耳に入っていないと思うのですが、その発注の仕方がまず変わったことによって、この特に福井県のこの中小企業の事業場は、そういう大きい仕事を取りにくくなったなという感想があったり、こうしていくと、このときはそのメンタルヘルスの、当社が2022年が表彰をいただいたときに、厚生労働省のストレスチェック、これをすごく活用させていただいてたんですね。毎月のように、ちょうどコロナ禍にあって外に出れないとかいろんなことがありましたので、ストレスチェック表をそのままずっと活用させていただいていると、やはり急に体調が悪くなったとか、足元がふらついた原因が実は胃がんだったとか。そういうふうにただの安全対策だけを取り上げているのではなくて、ストレスチェック表から、ちょっと離婚したとか、いろんな方々がいろんなストレスを持っておられて。この方を採用したときに家族5人だったのに今は1人だとか、そういうふうな現状を踏まえていってこの3年間取り組んできたんですけど、なかなか今人材不足で、1人、65歳の再雇用が進んだときに、また1人入れたいと思っても、2人入れても3人入れてと思ってもなかなかつながつていかない。そういう現状の中で、またこういう推進計画があって、今、山田委員がおっしゃった、中小企業にはいろんな安全対策が求められる、飲酒運転の対策も求められる。今脱炭素化で、この間東京の方が私アンケートをしてくれていうので、東京の大手のコンサルさんに脱炭素のことでヒアリングを受けまして、それはもうアイドリングストップどころじゃない。大型トラックのエンジンを変えるっていう話が今出てるから、そんなものに普通の運転手が乗っていけるのかっていうような、そこを考えていかないと、この安全対策、14次のこの労働災害防止の推進計画のところに取り組んでいくことができない。今日は信越さんが

いらっしゃらないものですから、小さい50人未満の事業場の者が発言させていた
だいておりますけれども、26,500社が今何万社になったのか分かりませんが、そ
このところ、今竹川先生がおっしゃってくださったように、すごく手厚くしてい
ただけると有難いことかなと思ってお伝えさせていただきました。

○山田委員

ストレスチェック一つにしてもね、例えば小規模の事業所がやったら、もう人
数分印刷して、これを配ってやってくださいというくらいやってあげるとか、そ
れぐらいやらないと、厚生労働省のこのホームページからダウンロードできて印
刷して配ってください、W e b やスマホでやってくださいとか言っていたら、多
分、小規模事業者の社長さんは、もうアップアップになるんじゃないかなと思
います。

○事務局

ストレスチェックは、もちろんそういう部分もあるし、実際それを書いてもら
って回収してっていうのも、それもう当然、それ社長さんが回収することは駄目
ですから、それでも駄目なら、中小、今50人未満も義務付けってなってますから、
特にそれこそ極端な話、1人でもという話になってきますから、その辺について
は今後また労働局のほうも指針を、マニュアル化して、具体的にそういうときは
どうするという形で、ちょっとこれからまた何か出す見込みではいるんですけど、
そういったものがくれば、またそれも含めて、またアピールさせてもらいたいと
思います。

○三原委員

このストレスチェックですけれども、弊社はメールでみんなにやりなさいって

送るのですが、それでもやはりしない人も多いので、何度もメールを出さないとなかなかしてもらえないんです。例えば、ストレスって判断されましたよとか、あなたは産業医との面談を求めますか・求めませんかというのに対して、またなかなか返ってこない。

一方で、社内にも産業医はいるのですが、外部機関にも委託しているので、その産業医との面談どうですかと勧めて、受けられる方もいらっしゃるんですけど、実際に相談に行くと話ぐらいいという方が多いんです。普段から顔なじみであれば、「こんなことに困ってるんです」とか、いろんなことを相談できるんですけど、いきなりぱっと行って、高ストレスと言われても、自身あまり自覚がない。自覚を持っている方もいらっしゃるんですけど、そのような方が何も知らない人に、先ほどの言われたような「離婚したんです」とか、本当にそういうことも言いづらいいということは聞いてまして、これっていうのは、やることは大切だと思うんですけど、周知徹底も大切だし実際やることも大切だと思うんですけど、それに対してみんなが響くのか、救いになるのかっていったら、それはちょっと別物かなと思います。

○事務局

今の話って両方あると思いますよね。親しい人に話しやすい話もあれば、身近な人にはちょっとっていうのもあると思うので、その辺がなかなか難しいですね。答えになってなくて申し訳ないですけど。そういったことも含めて、何かこう上手く対応できるような制度になっていけばいいと思うんですけど。

○三原委員

実際、弊社の事務所にいる産業医も以前は健康診断を社内でやっていたので、やはり毎年顔を合わせてる。社内でも顔を見たり、擦れ違うっていうことでコミ

コミュニケーションを取れたけれども、最近やはり退職も多くて、新しい社員が入ってくるってということで、やはり社内にも見慣れない人が多くなってきてますよと。そうすると、やはり状況も分からないし、やはり相手側が産業医っていうことも知らないし、コミュニケーションしづらいついていうふうに産業医側も。難しいと思います。

○三田部会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。御意見、御質問、ありますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、事務局から追加して説明するようなポイントとかはございますでしょうか。今いろいろ御意見、御質問がありましたけれども、こういったことも踏まえて。

○事務局

特には。私（澤井）が説明させていただいたとおりです。

○三田部会長

では、以上をもちまして、審議終了ということでよろしいでしょうか。

机上配付の資料の内容をもって、当部会報告としまして、部会意見としては、「第14次労働災害防止計画については、事務局からの説明にあったとおり、未想定分野又は作業での労働災害増加の状況にあるとは認められないことから、計画そのものを修正・変更する必要はなく、計画策定時の誤った数値等の修正と具体的取り組み内容の追加という観点で対応することが適当と認められる」

ということで一致した、ということにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

皆様、ありがとうございました。

それでは、第2回福井地方労働審議会において、本日の議事概要を報告させていただきます。

労働局では、本日いただいた意見を踏まえて、今後の行政を進めていただきますよう、お願いいたします。

以上をもちまして、議事を終了したいと思います。

事務局の方、よろしいでしょうか。よろしいですね、はい。

以上で終了させていただきます。

○工藤労働基準部長

大変、熱心な御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。なかなかいただいた意見が重くてですね、また事務局のほうでもよく反すうしまして、この14次防止を引き続き適切に進めさせていただきたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。

○三田部会長

他になれば、以上をもちまして議事を終了し、第1回福井地方労働審議会労働災害防止部会を閉会させていただきます。

委員の皆様、長時間にわたり熱心な御審議、ありがとうございました。

(閉 会)